

松江開府の立役者 津田の田中又六

——松江城築城をめぐる酒と又六——

西島太郎

はじめに

松江開府を語る時、忘れてはいけない人物がいる。それは堀尾吉晴・忠氏父子の城地選定に、現地の案内役を勤めた百姓又六である。又六は、開府に果たした功績から、意宇郡津田村（松江市東津田町）に居住し、百姓ながら歴代の藩主への御目見が許され、藩主も又六に会いに度々同家を訪れたという。この又六家のご子孫の田中又六氏（故人）から、二〇一〇年（平成二二）七月、参勤交代時の雲伯国境から松江城までの路程を彩色で描く、全長一・五^{km}に及ぶ「道程記」を含む「田中又六家文書」が、松江市へ寄贈された。本稿では、なぜ田中又六が松江開府時に現地案内役を務めることができたのか、その功績はその後どのように藩にとって意識され続けたのかを、寄贈された家伝史料を中心にひも解く。

一 松江開府三五〇年、発見された幻の遺言書

一九五七年（昭和三二）、松江市で松江開府三五〇年祭開催の最中、開府に

関わる新事実を知らせる記事が『島根新聞』に掲載された。十月二十六日付記事の小見出しは、「明るみに出た松江城築城の史実」「一切が又六の手で／遺言書からナゾ解ける」とあり、次のような記事であった。

「松江城開府三百五十年の祭典がくりひろげられているおりから、松江市の郷土史家にとつていままで疑問となっていた二つの問題が市内一旧家の反古の中の遺言書によって明らかとなり話題を呼んでいる。

疑問となっていた史実上の問題というのは ①松江城の藩主、堀尾吉晴^{（うで）}が慶長五年に岡崎^{（おかざき）}から出雲に入国してから慶長八年に今の松江城山に築城地として白羽の矢を立てるまでの期間は、時間的にあまり早すぎるので城決定の際には、相当松江付近の地の利に詳しいものがいて吉晴に意見を具申するか、あるいは全権を委任されていたかしなければおかしいのに、その人物なり当時の事情がはっきりしない ②松平直政のことを書いた“藩祖御事績”のなかにもでてくる津田の庄（現在松江市津田町）田中又六、通称津田の又六という人物とその祖先は松江の城主にとって相当の功績があったものらしく、堀尾家、京極家の時代はもとより松平家の時代になっても代々又六を名乗る田中家へは城主が通りすがりに必ず寄っていくほどの家柄だが、どうしてこれ程代々の城主から田中家が大切に取扱われ

るのか分らなかった。この二点が松江城築城を中心とする松江市場一番大きな疑問となっていた。

ところが築城の際には蓄財を城主におさめて功を認められのちに藩の御懸屋(いまの銀行、藩の金券の発行元)として威をふるっていた岡崎屋の祖先である岡崎屋次郎右衛門(享和三年没)の遺言書が傍系の子孫である岡崎信之氏(松江市堅町郵便局長)の手でこのほど発見され、その中にのべられた祖先の事跡によって津田の又六という人物の役割もはっきりしてきた。この遺言書は岡崎屋の分家である同氏が本家(東京在住)から委任されて家財の整理を行っているときに反古といっしょに見つけたもので、それによると堀尾公が松江に入国したところ、当時津田ほか乃木、大庭など橋南四庄の頭分をしていた勢力家、津田の庄、又六を堀尾吉晴がとくとりたてて国の係人(カカリビト、土地や人間についての顧問役)に召しかかえて、築城地決定のための意見をのべる最高責任者として使ったという事実が明らかになった。(後略)

岡崎家から見つかった反古紙には、松江開府の折、田中又六が「津田」「乃木」「大庭」など橋南の四庄(一か所は不明)の「頭分」をしていて、堀尾吉晴が取り立て「国の係人」(顧問役)として、「築城地決定のための意見をのべる最高責任者として使った」という事が書いてあったという。しかし現在、この反古紙を確認することはできず、執筆者や作成時期も不明で、この記事のみで又六の立場を確定することはできない。反古紙の写真なり文字の翻刻もなされなかったことから、この事実はその後忘れさられることとなる。

二 田中又六家の由緒「意宇郡東津田村又六家旧記」

田中家文書のなかで、内容の最も古い史料が「意宇郡東津田村又六家旧記」である。宝暦十四年(一七六四)二月に作成された原本を、明治五年(一八七二)六月に書写したもので、田中家が地租改正にあたり県に提出したものの控と考えられる。享保八年(一七二三)に火災に遭った田中家に、築城當時を語る江戸初期の史料はなく、火災の四十一年後に同家が「意宇郡東津田村旧記差出帳」を藩へ提出した。この差出帳には松江城開府にまつわる又六家についての興味深い事柄が語られている。まず全文を翻刻する。

(表紙)「意宇郡東津田村又六家旧記」

覚

私家之儀種々申伝者御座候得共、証書等度々之火災ニ焼失所持不仕候、此度御改革之廉迄殿様御代々御参勤御帰城之節、郡奉行様御差紙ヲ以、居宅門前ニおゐて御目見仕候乍尔、宝暦十四申二月、東津田村旧記差出之写奉懸御目候、則左之通

一、私先祖者元能儀郡富田之郷ニ罷在候百姓ニ而御座候、然処堀尾山城守様御意ニ入、松江へ御城替被為遊候節、御城地御見立被為召連、土地之様子何角被為遊御尋、御城御成就迄諸御用被為仰付相勤申上候処、御普請御成就後津田村ニ居住被仰付、原空地望次第被為下置旨奉蒙御意、只今之居屋敷御免地被為成下、竹木等植立屋敷仕、御城御成就余り御材木ヲ以、従御上居家御普請被為成下、其上御証文・御袴・御時服等、御拝領物数々頂戴仕候、御参勤御帰城之刻、於門前御目見被仰付、尤水茶屋寸志ニ仕来、且又御門出・御鷹野・御馬事之砌、毎度被

為掛御腰御懇意被為成下候由

一、高真院様御代ニも、右ニ不被為替御參勤御帰城御門出、御鷹野・御馬事之刻、毎度被為掛御腰懇意奉蒙御意、其上御上下御時服等度々拝領仕候

一、御代々殿様被為掛御腰候御座之間并御鷹部屋之分、御代々御修覆被仰付来り之处、御指図之旨御隠居様御代々御修覆被為成下候儀懈怠仕候、折節亡父幼年之時祖父又六病死仕候ニ付、勝手向衰微仕、自力ニ而修覆等難成、益々及大破漏朽候趣申上候得者、勝手次第たゝみ取置候様被為仰付候ニ付、無是非御座之間并老間ニ拾老間之板庇等たゝみ置申候由

一、寛文十二子、御檢地帳外書ニ式反歩御茶屋床ニ引と有之、内老反五畝歩其後上り地ニ相成、残五畝歩先規之通御褒美被下与、延宝四辰之御下札ニ御座候

一、四十二年以前卯夏之火災ニ、御証文・御拝領物不残焼失仕、只二畳無御畳やけそづれ残り居申候、是計今所持仕候、右火難ニ付先規之趣を以普請材木等奉願候処御免被為仰付、東津田村石屋御山・西尾新御山御両所より御材木戴之、家普請仕候御国恩之程奉恐入候

右之通先祖又六より引続今以御參勤御帰城之節者、門前ニおみて御目見仕候、難有仕合冥加至極奉存候、此度家筋之儀書出候様被仰付如此御座候、以上

宝曆十四年
申二月

東津田村
又六

右之通ニ御座候、以上

明治五壬申六月七日

東津田村
又六

右を意識すると次の様になる。

松江開府の立役者 津田の田中又六（西島）

① 田中家では数度の火災で証書はないが、伝え聞く話はあるとし、「此度御改革」まで、殿様が代々參勤交代の折、松江城へ帰城の時、郡奉行様から差紙で連絡をうけて、又六家の居宅門前で御目見した。

② 田中家の先祖は、元能義郡富田郷の百姓で、「堀尾山城守」の意に叶い、富田から松江へ城と城下を移転させる際、城地の見立てのために又六が召連れられて、土地の様子いろいろと尋ねられた。また、又六は松江城が完成するまで、「諸御用」を命ぜられ、無事に勤めを果たした。

③ 松江城が無事に終了すると、城下近隣の津田村に住むよう命令があり、望み次第で原っぱや空き地を下されということなので、又六は富田から移ることとし、居宅の屋敷や免税地を下された。そして松江城を建てる際の余材で、藩（御上）が又六が住む居宅を普請し、屋敷に竹木などを植えた。さらに証文・袴・時服などを拝領した。殿様の參勤交代の際には、又六居宅門前で御目見を命ぜられ、心ばかりの「水茶屋」にとてもてなした。ある時には、鷹狩や馬駆けで殿様が遠出される際にも、毎度お出でになり、懇意にしていたいた。

④ 松平直政が松江藩主となつてからも、これまでと変わらず、參勤交代や遠出の鷹狩や馬駆けでは、毎度立ち寄り懇意にしていたき、さらに袴や時服を拝領した。

⑤ 旧記執筆当時の藩主第六代松平宗衍も、又六宅へ立ち寄られ、腰を掛けられた。居宅にある「御座の間」「御鷹部屋」は歴代の殿様から修復を命ぜられたものである。しかし「御隠居様」が修復を命ぜられたにも拘らず懈怠していたところ、亡父が幼年の時に祖父が病死したため、家計が苦しくなり、自力で修復できなくなり、さらに大破し朽ち果てたと、藩に報告したところ、藩からは好きなようにすることなので、

仕方なく座敷の上の間と一間に十一間の板庇等をたたんで置いた。

⑥ 寛文十二年（一六七二・二代綱隆期）の検地帳の外書に、二反歩は御茶屋床に引くと記載があるが、延宝四年（一六七六）の藩から下された一札には、そのうち一反五畝歩は上り地として藩に戻り、残り五畝歩が従来の通り褒美として下されたと記している。

⑦ 四十二年（享保八年（一七二三））の夏の火災で証文・拝領物は残らず焼失し、焼け残った二畳の畳のみ所持している。この火災で、従来通り普請のための材木を切ることを願い出たところ許され、東津田村の石屋山と西尾新山の二か所から材木を拝領して家の普請を行った。

⑧ この様に先祖の又六から今に至るまで参勤交代の折には、居宅門前でお目見をしている。大変ありがたく思っている。この度の家筋についての問い合わせは以上の通りです。

まず語句について補足しておく。①の「此度御改革」は、延享四年（一七四七）から始まった六代藩主松平宗衍による藩政改革である御趣向の改革（延享の改革）を指す。藩政改革を持ち出す記載から、改革の一環として田中家にも家の由緒を求め、提出されたのが②以下の内容を記す「旧記」であった。

次に②の「堀尾山城守」は堀尾吉晴の孫忠晴の官途であるが、吉晴の誤記であろう。又六は、城地選定に松江地域を案内し、かつ諸用を命じられ、無事に勤めを果たしたことがわかる。さらに⑤の「御隠居様」は、六代松平宗衍以前の藩主のうち四、五代藩主は隠居せず没したことから、三代綱近のことと考えられる。綱近の隠居は、宝永元年から死去の同六年（一七〇四〜〇九）までの間で、この間に綱近から修復の命があったものと考えられる。

ここでまず注目されるのは、能義郡富田郷出身の又六が、新たな城地選定のための土地案内を務め、松江城築城のための諸御用を無事に勤め上げ、藩

主の命で津田に移り住んだ点である。土地案内ができ程、この地域を熟知した人物であったことがわかる。また又六は、堀尾氏からの諸御用を勤め上げることができる財力を持ち合わせていた。次に松江城築城時の余材で建て、「御座の間」「御鷹部屋」を持つ居宅は、享保八年（一七二三）の火災まであり、建て替えの際の材木も藩から支給された家だという点である。又六の居宅には、歴代の藩主が鷹狩や馬駆けの際に度々立ち寄って腰を休める場が設けられていた。殿様の参勤交代においても居宅門前でお目見が許されたのである。堀尾氏だけでなく歴代の殿様から寵愛を受けたのが又六だった。

三 百姓田中又六の御目見

「田中又六家文書」には、郡奉行から御目見を命じる手紙が多く現存する。順を追って整理すると次のような手順となる。

津田村又六儀、来ル十二日 御帰城之節、前格之通、罷出御目見仕候様、可有申渡候、以上、

六月六日

小泉所右衛門（花押）

下郡勘兵衛殿（黒印）

与頭丈五郎殿

追加、津田村又六与書付認致懷中、御簾時中御尋有之候ハ、と宜候様、可有申聞置候、以上

藩からは意宇郡の郡奉行から下郡・与頭へ、殿様帰国の折、以前からのとおり津田村の又六が御目見をする通達がくる。田中又六家にこの文書が残ることから、下郡は自らの名の下に黒印を捺して証し、その上で又六家へ届けられたとみられる。

また、直接、郡奉行からの知らせもあり、次のような文書が多く田中家に残っている。

殿様先月廿三日江戸表被遊御発駕、来ル十七日御城着被為遊旨候条、

其方儀格合之通、居宅門前ニおゐて御目見可仕候、以上

五月九日

青木甚左衛門（花押）

東津田村 又六

追加例之通手札被懷中可罷出候、以上

事前に殿様が訪れる日が又六に知らされ、家格に見合った居宅の門前での御目見が命ぜられた。また追って書きで通例の通り手札を懷中に入れて御目見に臨むよう指示されている。

御目見の通知を又六が承諾する場合は、意宇郡の取次四人に宛てて承諾の返事が認められた。左は端裏書から、文化四年（一八〇七）五月の八代藩主松平斉恒の初入国の折の返事で、書き止め文言が「恐惶謹言」を使い、最上級の表現が使用されている。追って書きでは、手札を持参することを伝えると共に、意宇郡の取次四人へは直接、又六が参上して礼を述べるとも述べている。

（端裏書）

「文化丁卯五月廿七日、御入部之刻、津田又六返事」

殿様来ル廿七日 御入部被為遊候ニ付、格合之通、私居宅門前ニおゐて 御目見可仕旨、御紙上之趣、難有仕合ニ奉存候、右御請申上度、如此御座候、乍憚宜敷被仰上被下候様、存願上候、恐惶謹言、

五月十七日

東津田村 又六

中尾信四郎様

山本喜惣様

西村徳次様

松江開府の立役者 津田の田中又六（西島）



「道程記」記載の又六居宅（中央上部）と津田街道（手前）

並河幸助様

例之通、手札御懷中可罷出旨、是亦奉承知候、此間之内参上仕、万々御礼申上度奉存候、以上、

また、又六が出られない場合、又六から断りの手紙が意宇郡の取次四人へ宛てて認められた。左の文書の場合、「近頃病気で引き籠っているため」との理由が記されている。別の案文（五月十一日付小瀧固右衛門宛他又六書状）には、御目見できない理由として又六自身に「痛所」があると一旦書いたうえで、付箋にて「病氣」と文字の修正を行っているものもある。

一筆啓上仕候、来月四日御帰城被為遊旨ニ付、格合之通、於居宅門前御目見可仕旨御紙上之趣、難有仕入候、奉得其意候、然ル所私儀近來病氣にて引籠罷在候ニ付、御目見ニ参上不仕候之間、乍恐宜敷被仰上被下候様、奉頼上候、右御受申上度如此御座候、恐惶謹言、

九月廿六日 東津田村 又六 (花押)

西村徳次様

松浦右蔵様

渡部理平様

倉橋固八様

又六が御目見を断る理由を文面通り病氣だと「することも可能であるが、その理由だけではなかったようである。松江藩の儒者、桃節山（一八三二—七五）が著し、松平家初代の藩主松平直政の事蹟を記した「慶応丁卯中冬」の識語を持つ『藩祖御事蹟』^①には、次のような話を載せる。

津田村ニ又六トイフ相応ノ身上ノ農民アリ 此子孫今ニ東津田ニアリテ田中又六ト移サレシ時ニ從ヒ来リ、城普請ノ用向ヲモ勤メケル故ニ、公御出郷ノ時、毎々御腰懸サ堀尾家ヨリ居屋敷ヲ賜ハリテ此地ニ住セル者ノ由ナリ
セラレシカ面倒ナリトヤ思ヒケン、其後御立寄ノ時ニ留守ヲツカヒ、又



今も津田街道沿いに残る、殿様を出迎えた門前のエノキ。エノキの奥に田中家がみえる。

松江市東津田。2010年8月 西島太郎撮影

六ハ芋ノ草ヲ取りニ出テ内ニ居リ申サ、ル由申上ケリ、此ノ如キコト度々ニ及ヒケレハ、公大ニ笑ハセラレ、又六カ芋ノ草テ根ガ抜ケヌト御意アリテ去リ給ヒヌ、因テ今ニモ津田村の俚言ニ物ノ埒ノ明カヌ事ヲ又六カ芋ノ草テ根ガ抜ケヌト申シ習ハセリ 此事、上川俊、彦ヨリ承ル

殿様が立ち寄るのを面倒に思った又六が、芋の草取りに出かけていると居留守を使い避けることもあった。これが度々なので、殿様も悟って「又六は芋の草の根が抜けないのだ（意訳）」とその場を去ったという。「又六カ芋ノ草テ根ガ抜ケヌ」と埒が明かない時の俚言になるほど人々に知られていた事がわかる。

参勤交代時、又六が殿様と御目見を果たした居宅門前は、津田街道に面した一角である。殿様が帰国の際、出雲国境から松江城までの道筋を描いた「道程記」には、道幅が北に張り出し、小休止できる空間を描く。現在もこの場所は田中家所有の土地で、丁度その場所に大きなエノキの木がある。田中家では、居宅門前のエノキのあるこの場所で殿様を迎え、御目見した場所と伝えている。御目見の「居宅門前」は、街道沿いで又六家門前という地理的にもこの場所であると考えられる。

次に、又六にとって御目見かかる経費はどれくらいだったのか。幸いに藩主松平治郷が松江から江戸へと発った享和四年（一八〇四）二月二十四日付「御参勤御目見御礼前勤覚」があるので検討する。この帳簿からは「御目見前」と「御目見後」に「御礼廻勤」を又六は行っている。

「御目見前」として御目見の二日前の二十二日、「暮九」とあるので深夜零時に郡奉行当方受口の伊藤其右衛門に酒二升と「番白（餅か）」五つを持参した。さらに「御長屋郡足軽」の四人小瀧固右衛門、松井為九郎、高橋順助、奈良円助のうち小瀧は受口元々として勤めを宥されたため、他の松井に五匁、高

橋に四匁、奈良に三匁が又六から渡された。

翌二十三日朝には「神門（郡）方」の杉山安左衛門に酒二升と餅二つ渡された。さらにその下の「御長屋郡足輕」の四人岡良蔵、室田兼八、岡惣助、松浦弥三三郎のうち岡は神門方元匁として勤めを宥されたため、他の室田に三匁、岡に二匁、松浦に二匁が又六から渡された。

この日の夜（帳簿には「廿二日」とあるが、記載順から誤記と判断される）には、「北四郡」の長谷川良左衛門に酒樽二升と餅二つが渡された。さらにその下の「御長屋郡足輕」の四人中尾信四郎、山本喜惣、西村徳次、並河幸助のうち中尾は北方元匁として勤めを宥されたため、他の山本に三匁、西村に二匁、並河に二匁が又六から渡された。

そしてこの日には別に、受口元匁の小瀧に三匁と切手、神門方元匁の室田に三匁と餅、北方元匁の中尾に三匁と餅が又六から渡された。

帳簿ではこの他、鈴木順平に餅を渡した記載があり、合計金額を記す。札三六匁、「番白」の代金七二〇文、餅一斗六升の代一匁二八〇文、肴一折分の代金酸〇〇文、切手二升の代金二四〇文かかり、合計六匁一四〇文かかっている。

次に「御目見後」の「御礼廻勤」であるが、御目見当日の二十四日には、「御仕置」の柳田四郎兵衛、朝日丹波、塩見小兵衛、黒川左膳、三谷権太夫に「手札」を渡す予定で名前を記載したが、実際には「〇」印のある柳田、朝日、塩見に渡された。「手札」とは札状と考えられる。さらに「御添役」六人のうち三人に、「御用人」八人のうち二人に手札が渡された。そして先の伊藤、杉山、長谷川にも同様に手札が渡された。

この帳簿をみると、御目見をする前に郡奉行など取次を行った人たちへ札が尽くされており、事前に会って情報を共有することが図られている。百姓

として津田に住んだ田中又六にとって、隔年で行われる参勤交代での札銭六匁一四〇文はそれなりの負担であったと考えられる。というのは、病気を理由にして御目見を辞退することや、芋の草取りといって御目見しないことが度々あったことを鑑みれば、田中又六家にとっての経済的負担の大きさが、御目見辞退へとつながったものと考えられる。

田中家には、又六が認めた手紙や礼物進上の際の雛形が残されているので、左に挙げておく。

一筆啓上仕候、来ル何日 御帰城被為遊旨二付、格合之通、於居宅門前
ニ 御目見可仕旨、御紙上之趣難有仕合奉得其意候、然所私儀近年病氣
にて引籠罷在候二付、御目見ニ参上不仕候間、乍恐宜敷被仰上被下候様、
奉願上候、右御受申上度、如此御座候、恐惶謹言、

月日 東津田村 又六 書判

郡方衆四人当方

右 御見不仕候節、返書如此御紙上持参いたし飛脚へ合銀札一分進之来
ル、

御目見仕之節進物

一、餅木三升 御奉行様

又ハ手造所酒式升を示給

一、郡方衆四人へ遣候御事

但わ包ニ左之通左宛へ名前、印を仕出御事、

包物ニ 東津田村
熨斗 御祝儀 又六

何之何衛門様

右郡方衆之包物書付如之、

又六が病氣などで御目見を辞退した際には、辞退の返書とともに飛脚に銀札一分を持たせたことや、御目見の場合に奉行や郡方衆への進物を、熨斗付きの「御祝儀」として包んでいたことを知ることができる。

四 山陰地方の方言 酒屋又六

築城時、なぜ堀尾吉晴は又六を重宝し、彼に諸用を申し付けたのか。この問いを解く鍵が、酒と又六の関係にある。山陰地方では、酒の小売屋のことを又六という。このことは、『日本国語大辞典』(九、縮刷版、小学館、一九八一年)「又六」の項に、「一休和尚が酔い臥しているところに寺の小僧が来て起こすと、「極楽をいくつかの程と思ひしに杉葉立ちたる又六が門」と詠んで、三輪の里の酒屋の亭主にあたえたという故事から)酒屋をいう。」とあり、「方言」として「酒の小売り屋。鳥取県 隠岐」と載せる。鳥取県と隠岐を挙げることが、鳥根県の出雲部の日本海沿岸も、田中家の事例から含めるべきであろう。とにかく「又六」は、山陰地方では、酒の小売屋を指す方言だといえる。右の一休の故事は、万治二年(一六五九)刊行の「百物語」(『近世文芸叢書』六、国書刊行会、一九一〇年)に詳細が載る。

一休和尚上るかたへときくひに、御出あるつゝあでに、門前の又六といふ酒屋へ立より、一つ二つ物語し給ふに、又六馳走申、彼奥殿の諸白取出し、ひたじゐにしゐければ、齋にゆく事もうちわすれ、とろりとろりとねぶり給へば、又六思ひつけておこし申せども聞かず、ひとり目さむるまでねぶりで目さめければ、一首

極楽をいくつかのほどと思ひしに すぎ葉たてたるまた六がかと

一休のいた大徳寺門前の酒屋の名が又六で、軒先に酒林(杉葉)を吊るし

た酒屋だという。一休和尚の歌として又六という酒屋が登場するから、江戸初期にはかなり知られた言葉であることがわかる。一九四八年に七十七歳の田中家主又六が記した「当家松江城築造以来ノ記録」(田中又六家文書)には、「出雲国内ハ酒ノ有ル店ハ皆又六屋ノ呼号アリシハ、今時六七十才ノ長老ハ皆承得シ居リシナリ」とあるように、この地方では酒屋のことを「又六屋」とも言った。山陰では方言として残るほど庶民の酒屋が、又六や又六屋という名称で、人々の間で認識されていたのである。

五 広瀬と松江城下の「田中屋」——田中屋又六——

さらに注目すべきは、堀尾氏が松江へ城下を移す前、富田城のある広瀬に、天正六年(一五七八)以来続いているという酒屋の田中屋の存在である。

古来より酒商売仕来候者共之次第

一、天正年中より商売仕候酒屋

田中屋
五兵衛
面高屋
九郎右衛門

(貼り紙) (黄)
「天正六丑ノ年より寛文迄八拾四年ニ当ル、宝暦十二年午迄百八拾五年ニ成ル、兩人共同年数」

この史料は、広瀬で酒屋の商売を始めた七軒の履歴を記したもので、宝暦十二年(一七六二)に作成された「広瀬町酒場改帳」の冒頭部分である^②。天正から寛永年間までに「田中屋五兵衛」「面高屋九郎右衛門」「井塚屋五左衛門」「米屋宗兵衛」「米屋治郎兵衛」「田中七郎右衛門」「灰吹屋庄右衛門」の七軒が酒屋を開業し、その最も古い二軒が田中屋と面高屋であった^③。天正六年は播磨上月城で籠城していた尼子勝久が自害し開城した年で、出雲地域は毛利氏配下にあった。富田城には毛利元就の次男・吉川元春が入ってい

た。江戸時代にまで続く広瀬の酒屋は、尼子氏の時代にまでさかのぼるものではなく、吉川氏の時代からということになる。七軒の内には、寛永八年に開業した「田中屋七郎右衛門」家もあり、「田中屋」の屋号から暖簾分けされた家と考えることができる。

江戸時代を通じて広瀬の町場には田中屋があり、田中屋を屋号とする分家も多くあった。このことは寛文八年（一六八八）と元禄二年（一六八九）年に作成された「広瀬町屋敷検地帳」に明らかである。具体的には、寛文八年時、広瀬の板屋町に「田中甚左衛門」「田中屋清七郎」「田中屋七郎右衛門」の屋敷があり、本町に「田中屋猪左衛門」「田中屋四郎兵衛」「田中屋庄屋左衛門」、下町に「田中屋七郎右衛門」、鍛冶町に「田中屋久次郎」「田中屋安兵衛」「田中屋弥三兵衛」、魚町に「田中屋市兵衛」の屋敷がそれぞれあった。元禄二年時は、清水小路・下町・本町に「田中屋七郎右衛門」の屋敷、下町と本町に「田中屋伊左衛門」、本町に「田中屋五兵衛」の屋敷があった⁴。江戸時代末期、戦国時代の富田城と城下町を想定して描く「富田城下町図（蒲生家本）」⁵には、城下町に中ほどに「田中町人金持」と記す。後世の想像図とはいえ、江戸時代末期に田中家が富田城下の有力者と認識されていたのである。

この広瀬の田中屋は松江にも進出してきていた。江戸時代後期に松江藩の屋敷方が作成し、町人地の屋敷所持状況を記載した「横浜町絵図」（「横浜町絵図 原図」松江歴史館蔵）には、城下の横浜町の一角に「田中屋又六借家」と注記がある。この借家は表通りに面し、入口二間、奥行四軒の借家が二軒、うち一軒の奥には借家も含めて二二間の空間地があり、井戸一つ、便所二か所が描かれている。表通りに面しているため、商売のための店と利用された。また二十一軒の空間地には、「田中屋又六裏かしや」として、入口一間、奥行

松江開府の立役者 津田の田中又六（西島）

二間の借家が五軒、入口一間半、奥行二間の借家が七軒の計十二軒分の長屋があった。こちらは表通り側の借家とは違い、零細な借家人が住んだ。これらの借家の家主が田中屋又六で、田中屋は松江城下に家を持つ持家人として借家を営んでいた。白潟界隈は宍道湖が大橋川に入る場所にあり、中世以来、豪商が借家をもつ商業の中心地である。田中屋又六は、その屋号から広瀬の田中屋に連なる家で、広瀬の田中屋から暖簾分けした分家筋と考えられる。

松江城下の田中屋又六と津田村の田中又六との関係はどうか。又六は広瀬出身なのでもと広瀬の田中屋と同族とみられる。広瀬の酒屋を起点とし、その後も酒屋業を営んだ田中屋と、江戸時代初頭に帰農した又六家ということになる。そうすると、戦国時代以来、出雲の中心地として発展した富田城下で、二十年以上も酒屋業で財を築いた田中屋に、城下移転を考えていた堀尾氏は目を付け、材木の調達などを期待して田中屋に案内させたのである。又六は田中屋に関わる人物と考えられるが、江戸時代を通じ広瀬・松江に田中



田中又六家墓地にある宝篋印塔。2009年9月撮影。
撮影後、墓地は整理され、この宝篋印塔は現存しない。

屋が存続し、又六が津田に帰農した点を考慮すれば、田中家の分家筋にあたる人物とみたほうがいいのではないだろうか。そして松江城下の田中屋又六は、又六が酒屋の小売業を指す一般名詞として定着した後、広瀬の田中屋の分家筋が松江城下に進出し又六を名乗ったとみると整合的である。

おわりに

田中又六家がただの百姓でなかったことは、その墓石の形態からもいえる。又六居宅から南の小高い丘の上にある田中家墓地には、歴代の墓石に並んでひときわ高い来待石製の宝篋印塔があった(写真)。高さ約一五〇センチの宝篋印塔は、墓地内でもっとも古い形式をもつ。出雲国に來待石製の大型石塔の出現が、堀尾氏の国主期である十七世紀初頭からで、大型化は堀尾氏により導入されたと考えられている⁶⁾。石塔の大きさは造立することも含め、建立者の財力や地位に比例する傾向があるが、田中家の先祖墓である宝篋印塔は、堀尾氏や松平氏の上級家臣に匹敵する大きさである。その墓石からも、又六家が松江近辺の有力百姓であったことを知ることができる。

松江開府の影の功労者が田中又六であった。又六の土地案内なくして松江の地は選ばれなかっただろうし、一族の酒屋業で蓄えた財力がなければ、松江城築城の諸御用を勤め上げることはできなかったであろう。松江城築城当時の同時代史料は、二〇一五年に松江城天守と共に国宝となった祈禱札くらいしかない。「東津田村旧記」は、築城後一五〇年を経て作成された又六家の由緒であるが、捨て去る訳には行かない内容を持っている。広瀬の酒屋業を営む田中屋や、墓石、殿様への御目見を命ずる手紙などの傍証史料がそのことを示しているのである。

注

- (1)『藩祖御事蹟』付録下(活版製本 雲州松江末次魚町辰巳屋忠左衛門)。別に『同上』には、田中又六について「斯クテ御参府御帰国ノ時、津田村ノ又六トイフ者カ家ノ前ニテ、御目見スル事トナル
又六カ家ハ今ニ東津田村ニアリ、又六カ事蹟、付録ノ下卷ニ載セタリ、」と載せる。

- (2) 安来市所蔵「秦家文書」(『安来市史料調査報告』安来市教育委員会、二〇〇九年)。

- (3) この面高屋は、その屋号から江戸時代、松江の御用菓子司となる面高屋となつてながりが想定される。

- (4) 以上、「寛文八年広瀬町屋敷検地帳」「元禄二年広瀬町屋敷検地帳」(前掲『安来市史料調査報告』収載)。

- (5) 『山陰の鎌倉 出雲広瀬』(音羽融編、岩倉寺刊、一九八八年)。

- (6) 松江石造物研究会「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景」(『来待ストーン研究』七、二〇〇六年)。岡崎雄二郎・西尾克己・稲田信・木下誠・樋口英行「近世来待石製石塔出現の一起源」(『松江歴史館研究紀要』六、二〇一八年)

(にしじま たろう 松江歴史館学芸係主幹〔学芸員〕)